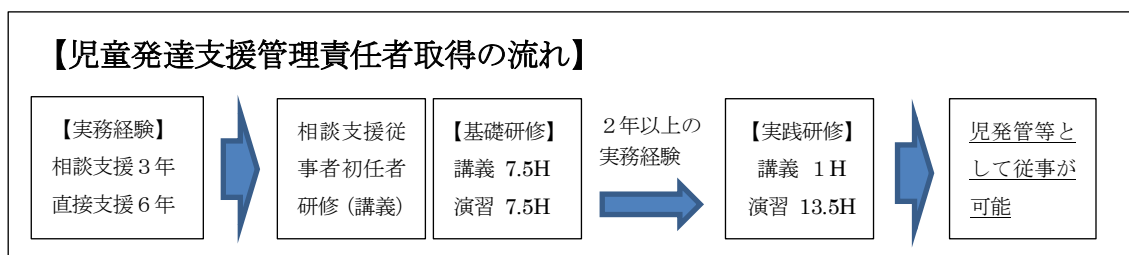


児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理者として配置するためには、①及び②の要件を満たす必要があります。

① 実務経験	障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（年数は経験の種類に応じて3年、5年、8年）（*）
② 研修の修了	「相談支援従事者初任者研修」の講義部分（2日間）及びサービス管理責任者等研修（基礎研修及び実践研修）を修了

* 実務経験の要件は、平成24年3月30日厚生労働省告示第230号「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に定められています（次表参照）。



* 平成31年度から令和3年度のサービス管理責任者等研修（基礎研修）修了者については、研修受講時に実務経験を満たしている場合は、児童発達支援管理責任者としてみなして配置できます。（その後は、基礎研修受講後3年以内に実践研修を受講する必要があります。）